

令和4年度市内登録工事業業者一覧

商号または名称	住所	☎	登録業種
株式会社 クレサ・ヒコ	幾久富	215-5470	建設業
株式会社 美匠	合 生	288-0527	建築業
肥後リフォーム 株式会社	須 屋	346-2002	建築業
株式会社 渡邊技研	幾久富	248-4016	建築業
上林工業 株式会社	御代志	242-1011	建築業 土木業
株式会社 インテクト	福 原	248-3935	建築 屋根 板金 塗装工事
株式会社 マル松塗装商会	豊 岡	321-8955	塗装工事業
株式会社 水上建材建設	御代志	242-0072	建築業 土木業
株式会社 でんきのサントップ サンエコライフ 須屋店	須 屋	344-3951	住宅リフォーム全般
株式会社 辻組	須 屋	344-0426	土木 建築 舗装
有限会社 池本塗装	御代志	242-5521	塗装工事業
チヨダ建設 株式会社	須 屋	242-5211	建築業
株式会社 熊本工務店	御代志	242-1021	建築業
有限会社 インテリアいけなが	須 屋	344-7311	内装仕上業
合資会社 タカキ	合 生	242-0407	畳 ふすま リフォーム
株式会社 ゆうき建設	幾久富	348-6777	建築業 電気工事業
PURE HOME	豊 岡	247-2060	総合建築業
有限会社 池田塗装工業	須 屋	242-1678	建築塗装 住宅塗替工事
有限会社 大塚商事	御代志	242-0031	LPガス・器具販売業 上下水道施設業 石油製品販売業
有限会社 小牧設備	御代志	242-1858	給排水設備工事
株式会社 黒石原建設	須 屋	344-8243	総合建設業
有限会社 小幡新章建設	御代志	242-1995	建設業
株式会社 KYO-SHIN	須 屋	343-9800	建築塗装
株式会社 高宮城工業(合志支店)	栄	245-6396	建設設備工事
株式会社 コウセイ	野々島	242-2889	塗装防水 建設業
ペインティング美光	御代志	242-0960	建築塗装
株式会社 大登技建	豊 岡	277-7755	建設業
功祐塗装工業	御代志	090-3986-3312	塗装業

商号または名称	住所	☎	登録業種
末雄建設	野々島	288-0442	建築
有限会社 太陽工務店	幾久富	248-5123	建築大工
株式会社 衛藤製材新栄住宅	福 原	248-1859	一般建設業
隆工務店	豊 岡	248-4714	建築工事業
株式会社 彩友	須 屋	242-0527	建築業 塗装業 防水業 刺繍 ハンドメイド
株式会社 エコア熊本ガス営業所	須 屋	242-4511	LPガス・器具販売業
イーケン	合 生	248-4787	建設業
村田建築設計	須 屋	288-2317	建設業
株式会社 ライトワンクリエイト 合志支店	須 屋	(0120)808-827	住宅リフォーム全般
村田工務店	須 屋	338-8600	建設業
和田工務店	幾久富	248-6578	建築工事一式
株式会社 九州トータルハウジング	幾久富	273-7775	建設業
古澤工業	幾久富	248-8732	建築屋根板金工事
熊本ホームテック	須 屋	201-3657	建築業
株式会社 城北	須 屋	343-1415	LPガス・器具販売業 住宅リフォーム全般
株式会社 光望	須 屋	201-3220	総合建設工事業
江藤塗装	須 屋	345-8230	建築塗装
株式会社 ニチデン	豊 岡	245-7393	電気工事業
拓昇	福 原	090-1346-7174	総合建築業
株式会社 サンコーライフサポート	須 屋	288-5569	住宅リフォーム 清掃業
株式会社 eehome	須 屋	327-9378	建築業
株式会社 ホーム'sエコ.	御代志	342-8150	建築業、建設業



最新情報は市ホームページをご覧ください

住宅リフォーム工事業業者・住宅リフォーム商品券取扱店への登録を希望する事業者へ

住宅リフォーム工事業業者・商品券取扱店として新たに登録を希望する事業者はご相談ください。

※工事業業者と商品券取扱店の重複登録はできません

工事業業者

住宅リフォーム助成事業を適用した工事を受注するためには、工事業業者として登録する必要があります。

▶要件 ①～③全てに当てはまる事業所

①次のうちどれか

- ・市商工会会員(すまいアレコレこうしたい会員)
- ・市競争入札参加資格者名簿登載者
- ・市小規模工事等契約希望者名簿登録者
- ・市下水道排水設備指定工事店または市指定給水装置工事業業者

②市内に本店、支店や営業所がある法人または個人事業者

③市が開催する講習会に参加できる事業者

▶登録受付 随時受付します。なお、一度登録すると自動的に延長します。既に工事業業者として登録している場合、再度手続きをする必要はありません。

商品券取扱店

市商品券を取扱うためには商品券取扱店として登録する必要があります。

商品券は、工事後に配布するもので、用途は自由です。また、業種は問いません。

▶要件 市内に店舗などがある事業者または市商工会会員

▶登録受付 随時受け付けします。なお、一度登録を受けると自動的に延長します。現在、登録している店舗が再度登録する必要はありません。

商品券について

市内の取扱店で使用できます。取扱店は市ホームページに掲載しています。

現金化はできません。また、お釣りはできませんのでご注意ください。



令和4年度住宅リフォーム助成の申請受け付けを7月13日から開始します。対象経費の5%に相当する額を、工事完了後に商品券として受け取る事ができます。

商品券は市内の商品券取扱店で、日用品の買い物など、幅広く使用できます。

▼対象となる人
次の全てに当てはまる人
①本市に住民票がある人
②本人と世帯員に市税の滞納がない人
③同じ工事で、他の制度の補助金などを受けていない人

▼対象となる建物
助成対象者が市内に居住し、本人または同一生計の親族が市内に所有する住宅で、居住する部分のリフォーム工事をした建物。

※世帯員が複数の建物を所有している場合は1軒限り

※台風や地震などの自然災害や、火事などの事故により破損した箇所の修理には利用できません

▼助成の対象となる工事
工事に要する経費(消費税、地方消費税を除く)が10万円以上で次の全てに当てはまる工事

①登録工事業業者に依頼して行なう工事
②本年度内に着工し、指定する期限内に完了する工事

▼申込方法
工事契約前に申し込みが必要です。また、申し込みには登録工事業業者が作成した見積書などが必要になりますので、登録工事業業者にご相談ください。申請書は商工振興課窓口、もしくは市ホームページからダウンロードできます。

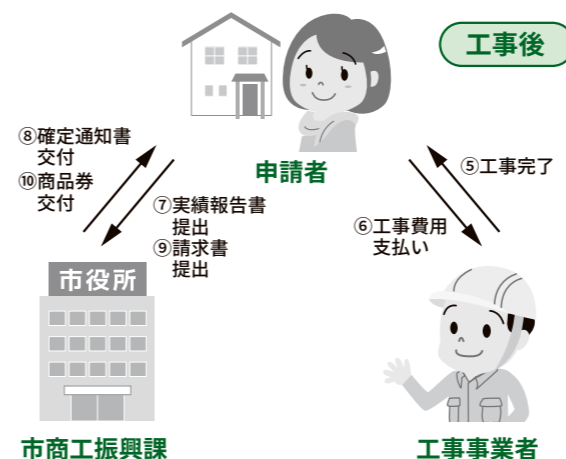
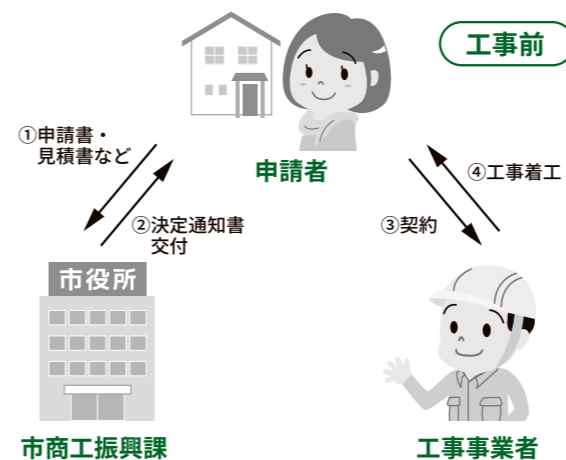
▼受付開始 7月13日(水)
※一定の申請額に達し次第終了します

▼登録工事業業者 次のページに掲載しています。最新の覧は、市ホームページに随時更新します。

▼助成額 対象工事に要した経費の5%に相当する額(上限10万円)の商品券(券面1000円)を交付します。

▼商品券有効期限 令和5年3月31日(金)
※予算に到達次第、受付終了となりますのでご了承ください
※ことも未来住宅支援事業や、グリーン住宅ポイント制度などの併用はできません

手続きの流れ



対象となる工事の具体例

- ・浴室、台所、洗面室、トイレの改修
- ・電気、給排水衛生設備
- ・屋根のふき替え、塗装、防水工事
- ・外壁の張り替えや塗装 ・部屋の間仕切り変更
- ・床、内壁、天井の張り替えや塗装などの内装工事
- ・ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え
- ・建具、開口部の取り替えや新設
- ・スロープや手すりの設置 ・据付照明のLED化

対象とならない工事の具体例

- ・店舗、工場、事務所などの改修
- ・解体や新築に関する工事 (増改築に伴う工事を除く)
- ・門扉、ブロック塀などの外構工事
- ・植樹、剪定などの植栽 ・下水道、合併浄化槽の工事
- ・太陽光発電などの設置 ・防犯ライト、カメラの設置
- ・電気機械器具の購入・更新、家具などの備品購入 (エアコン・給湯器・システムキッチンなど)
- ・防虫や消毒、ハウスクリーニング、排水管清掃など
- ・風水害・地震などの自然災害により被災した箇所や、火事などの事故により損壊した箇所の復旧工事
- ・他の助成制度と重複する工事